証券コード　190A
2026年11月11日

株　主　各　位

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1
Chordia Therapeutics株式会社
代表取締役　三　宅　　洋

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.chordiatherapeutics.com/ja/index.html
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/190A/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Chordia Therapeutics」又は「コード」に当社証券コード「190A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2．場　　所　神奈川県藤沢市南藤沢14－1
湘南鎌倉クリスタルホテル　３階　「フォンテーヌ（KOMOREBI）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第９期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始:午前9時30分）



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時入力完了分まで



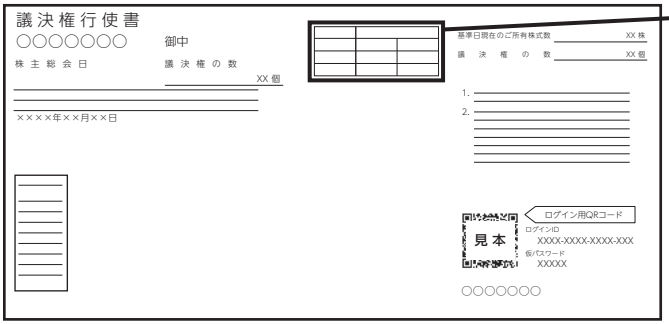
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第３号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

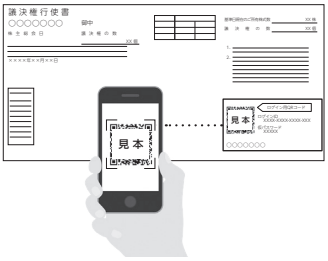
・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

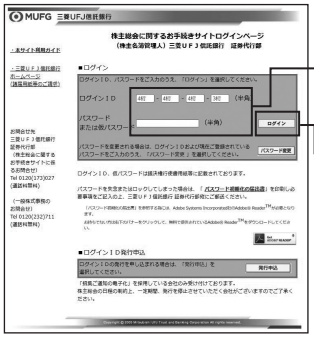


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第 9 期 事 業 報 告

（2025年９月１日から 2026年８月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「日本発」「世界初」のこれまでにない新しい抗がん薬を、一日でも早く患者様のもとに届けることで、『Tomorrow is Another Day ～明日に希望を感じる社会の実現～』を目指しています。2030年には日本発の研究開発型の製薬会社に成長していくことをビジョンとして掲げ、アンメットメディカルニーズの高いがん領域に特化して事業を進めています。特に、これまでにない新しい作用機序を有する低分子の画期的医薬品（ファーストインクラス）の研究開発に注力していますが、ファーストインクラスの医薬品は、既存治療薬と異なる有用性を示すことが期待され、これまでの治療法を大きく変えることができる医薬品に成長する可能性があります。特に既存治療薬では十分な効果が認められず、現在のがんの進行に不安を感じている多くの患者様に対して、がんの進行をコントロールできるという希望を届けることを目標に事業の推進を行って参りました。

当事業年度におけるわが国経済は、食品価格上昇の鈍化が見られる一方で、賃金上昇の動きは継続し、個人消費は底堅く推移しました。外部環境については、米国の通商政策を巡る不確実性は依然として残るものの過度な混乱は回避されつつあります。他方、世界経済全体としては、中国・欧州を含む主要国において輸出環境の悪化が懸念され、下振れリスクが継続しています。また、昨今の地政学的リスクの高まりがサプライチェーンや資源価格に影響を及ぼし、企業活動全体の不確実性を一層高めています。こうした状況の中、当社が属する医薬品・バイオ業界においても、大手グローバル製薬企業では地政学リスク等を踏まえたサプライチェーンの見直しが継続しているほか、研究開発投資及び事業開発活動が引き続き行われております。一方で、投資判断については慎重な姿勢も見られ、当社を取り巻く経営環境も不透明な状況が継続しています。なお、現下の中東情勢を含む地政学的リスクについて、現時点において当社の事業運営及び業績に重要な影響を及ぼす事象は認識しておりません。

当社が属する医薬品業界は、厚生労働省が公表した「薬事工業生産動態統計」によると、2024年の医薬品最終製品（医療用医薬品や一般用医薬品などの合計）の国内での生産金額は10兆2,485億円、外国からの輸入金額は４兆2,567億円で、合計金額は14兆5,052億円でありました。これに対し、国内への出荷金額は12兆8,160億円、外国への輸出金額は8,234億円であり、合計金額は13兆6,394億円となりました。うち、医療用医薬品の2024年の生産金額は９兆3,154億円であり、前年比1.8%の増加となりました。国内医薬品市場規模は薬価改定

や医療制度改革に影響を受けるものの、医薬品生産金額は2024年に前年比で2.1％の増加となった他はおおむね横ばいで推移しています。
当社が注力する抗がん薬、ファーストインクラス新薬の承認状況については、米国食品医薬品局（以下、「FDA」という。）が2025年に承認した46品目の新規医薬品のうち、20品目がファーストインクラス医薬品でありました。このように革新的な新薬の開発が引き続き活発に行われている状況と認識しており、当社が開発を進める新規作用機序を有する低分子医薬品に対する大手製薬会社からのニーズも引き続き高いものと想定しております。

このような環境の中で、当社は、CLK阻害薬CTX-712、国際一般名称はrogocekib（以下、rogocekibという。）を中心とした５つのパイプラインの研究開発を進めております。当事業年度における主なパイプラインの進捗は以下の通りです。

＜rogocekib＞
rogocekibは、細胞増殖に重要な役割を果たすRNAスプライシング反応の主要な制御因子であるCDC2様キナーゼ（CLK）に対するファーストインクラスの選択的な経口型の低分子阻害薬です。FDAから急性骨髄性白血病（AML）適応でのオーファンドラッグ指定（Orphan Drug Designation（ODD）：希少疾病用医薬品指定）を受けているほか、2026年８月には、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（AML）を対象として、日本においても厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けております。現在、2023年に米国において開始した再発又は難治性の急性骨髄性白血病及び骨髄異形成症候群の患者を対象にした第１／２相臨床試験を実施しており、42症例のデータに基づき安全性評価委員会にて拡大コホートへ移行するための安全性及び有効性の基準を満たす用法・用量が確認され、2026年３月より初期拡大コホート（Initial Expansion、以下、IEという。）を開始しております。拡大コホートは、FDAのProject Optimusのガイダンスに基づき、IE及び追加拡大コホート（Additional Expansion、以下、AEという。）の２段階構成で実施する計画です。IEでは、複数の用法・用量を対象に安全性及び有効性の評価を行う計画であり、28症例の投与を予定しており、2026年８月末時点において27症例を組み入れております。なお、その後2026年９月にIEにおける計画症例数である28症例の組入れが完了しております。これにより、2026年９月末時点における本試験の組入れ症例数は、用量漸増パートの42症例と合わせて70症例となり、既に組入れを完了している日本における第１相臨床試験の60症例を含めると、日米で計130症例となっております。

rogocekibのこれまでの臨床試験における累計組入れ症例数（2026年９月末時点）

臨床試験（患者組入れ状況）	実施国	組入れ症例数
第１相臨床試験（完了）	日本	60（注）
第１/２相臨床試験　用量漸増コホート（完了）	米国	42
第１/２相臨床試験　IEコホート（完了）	米国	28
合計		130

（注）46例が固形がん、12例が急性骨髄性白血病、２例が骨髄異形成症候群

今後、IEの結果を踏まえて、選択された用法・用量及び対象がん種において、第２相試験に向けた安全性・有効性の更なる評価を目的としてAEへ移行する計画です。AEコホートの結果を総合的に評価し、第２相臨床試験における推奨用量（Recommended Phase 2 Dose：RP2D）及び対象がん種を決定する予定です。現時点では、2027年中頃を目途にAEコホートの評価を完了し、その結果を踏まえて第２相臨床試験への移行を判断する予定です。なお、今後の開発計画は、進捗状況、外部環境、ならびに規制当局との協議内容等により変更となる可能性があります。当社は、引き続き適切な開発計画のもと、患者さまへの新たな治療選択肢の提供に向けて研究開発を推進してまいります。

＜MALT1阻害薬ocipumaltib＞

MALT1阻害薬ocipumaltib（以下、「ocipumaltib」という。）については、世界保健機関（WHO：World Health Organization）より、医薬品国際一般名称（INN：International Nonproprietary Name）「ocipumaltib（オシプマルチブ）」がrecommended INN（rINN）として公開されています。2020年に小野薬品工業株式会社（以下、小野薬品という。）とライセンス契約を締結し、小野薬品により米国及び日本において第１相臨床試験が実施されていました。その後、2025年４月28日、戦略上の理由で当該臨床試験を中止する旨の通知を小野薬品より受領し、2026年２月には、データ移管に関する具体的な手続き及び詳細条件を定めた解約合意書を締結しました。これにより、臨床試験データ等は無償で当社へ移管され、ライセンス契約の終了に伴い当社はocipumaltibに関する全世界での全権利を再取得しています。当社は、取得した臨床試験データを最大限活用し、ocipumaltibの開発再開に向けた戦略的な選択肢を幅広く検討しており、再導出を含む事業開発の推進により、当社パイプライン価値の一層の向上を目指してまいります。

＜前臨床パイプライン＞

現在前臨床段階にあるCDK12阻害薬CTX-439（以下、CTX-439という。）、GCN2阻害薬（以下、GCN2という。）、及び５番目のパイプライン（標的名非公開）については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等からの助成金を活用した自社研究を進めていま

す。一方、研究開発リソースをrogocekibに注力している状況を踏まえ、CTX-439及びGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性を選択肢の一つとして検討しています。また、当社化合物の眼科疾患治療薬としての可能性を探る２件の共同研究を、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び千寿製薬株式会社と2025年に開始しており、現在もそれぞれ研究を継続しています。

以上の結果、当事業年度の事業収益は該当ありませんでした（前事業年度は該当なし）。事業費用につきましては、研究開発費が1,154百万円（前事業年度比で19.0%減少）、販売費及び一般管理費が318百万円（前事業年度比で12.5%減少）となりました。この結果、営業損失は1,473百万円（前事業年度は営業損失1,789百万円）、経常損失は1,450百万円（前事業年度は経常損失1,769百万円）、当期純損失は1,455百万円（前事業年度は当期純損失1,785百万円）となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度中に、新株予約権の行使を受けたことにより、927百万円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新規抗がん薬の市販を目指して研究開発を行う創薬ベンチャー企業です。創薬事業

は、高度な専門性と多額の資金を要する一方で、収益化までに長期間を要する事業特性を有しております。このため、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、重要な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような状況を踏まえ、当社は最も期待するパイプラインであるrogocekibに経営資源を集中させ、開発の迅速化を図っております。その他のパイプラインについては、引き続きコストを抑制しながら、他社との事業連携を含めて戦略的に検討を行う方針です。

当事業年度末時点において、現金及び預金残高は2,052百万円を保有しており、今後１年間の事業活動を継続するために必要な資金は確保できております。また、rogocekibの将来の開発資金を確保するために、2026年9月には第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を行っております。これにより、将来的な資金需要に対しても柔軟に対応可能な体制を維持しております。さらに、2026年９月には国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の公募事業において、rogocekibに関する研究開発課題が採択されており、今後、研究開発費の一部について支援を受ける見込みです。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 6 期 (2023年８月期)	第 7 期 (2024年８月期)	第 8 期 (2025年８月期)	第 9 期 (当事業年度) (2026年８月期)
事　業　収　益 (千円)	2,500,000	―	―	―
経常利益又は経常損失（△） (千円)	225,761	△1,824,707	△1,769,669	△1,450,127
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	223,341	△1,827,127	△1,785,867	△1,455,144
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	3.96	△31.11	△26.03	△19.74
総　資　産 (千円)	4,909,123	4,632,370	2,681,349	2,114,414
純　資　産 (千円)	4,500,881	4,161,297	2,437,010	1,925,573
１株当たり純資産 (円)	79.28	61.44	35.29	24.83

（注）当社は、2023年６月２日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、新しい作用を有する抗がん薬を開発することにより、今まで効果的な治療薬がなかったがん患者に対して、新たな治療法を提供することを目指しています。一方で医薬品としての事業化は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、当社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、すべての研究開発に関する投資を補うに足る収益は生じておりません。なお、当社は、当面の研究開発活動は、リードパイプラインであるrogocekibの米国１／２相試験に注力し、ocipumaltibは早期に開発を再開させるために、積極的に導出の可能性を検討しています。他の自社パイプラインについては、AMED等からの助成金を活用した自社研究を進めており、CTX-439とGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性の検討を前向きに行っております。

このような事業背景の下で、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① rogocekibの開発の促進及び事業提携の推進

当社は、国内の第１相臨床試験では、臨床試験実施医療機関の協力の下で患者登録が継続され、2023年８月には全ての患者登録を完了し、その結果を2024年４月の米国癌学会年次総会で発表しました。また2023年には米国での第１/２相臨床試験を開始し、2026年には同試験のIEを開始するとともに、欧州血液学会（EHA）において臨床データを発表するなど、開発を着実に進めております。世界の主要国において早期に承認を取得するためには、さらなる開発体制の強化と開発資金の確保が課題となります。このため、当社は国内及び米国での臨床試験の結果をもとに、提携パートナーの獲得を目指しながら開発の促進を図ってまいります。同時に国内の商業化を製薬会社との提携を行わず自社を中心に実施することも視野に入れ、株式会社メディパルホールディングスとの業務提携及びシオノギファーマ株式会社と協業に関する基本合意を行っております。ただし、株式会社メディパルホールディングス及びシオノギファーマ株式会社との提携については、基本合意段階であり、国内で自社販売する方針が固まったわけではありません。また、将来的な事業提携の時期や形態についてあらかじめ選択肢を限定することなく、国内外の提携機会を積極的に追求し、事業提携を含む様々な事業戦略上の選択肢の維持・拡大に取り組んでまいります。

また、rogocekibは、一定の要件を満たす画期的な医薬品等については、開発の比較的早期の段階から、薬事承認に関する相談・審査における優先的な取り扱いをされる「先駆的医薬品指定制度」や、重篤な疾患であって有効な治療薬が乏しく患者数が少ない疾患等を対象として、治験実施が困難、あるいは実施可能であっても治験の実施にかなりの長時間を要すると認められる場合に、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件に付与される「条件付き早期承認制度」を活用できる可能性のある品目であると当社は考えていることから、今後これらの指定制度（海外における同様の制度を含みます。）を活用することにより、開発の促進を実施する可能性がございます。

② ocipumaltibの導出

ocipumaltibについては、小野薬品とのライセンス契約の終了に伴い、当社がocipumaltibの全世界での権利を有することとなりましたので、開発の再開に向けて、新たなパートナーとのライセンス契約の締結を選択肢の一つとして考え、パートナー探しを鋭意進めています。

③ 前臨床パイプラインの開発の促進

当社は、RNA制御ストレスを標的としたCTX-439、GCN2、新規の標的分子阻害薬の３つの前臨床パイプラインを保有しています。AMED等からの助成金を活用した自社研究を進める

一方で、研究開発リソースをrogocekibに注力している状況ですので、CTX-439とGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性の検討も前向きに行っております。市場環境や競合状況を的確に判断して、適切なタイミングで提携パートナーを確保することが課題です。

④ パイプラインの充実

当社は、必要に応じてRNA制御ストレスを標的とした新しい抗がん薬パイプラインを立ち上げ、適宜パイプライン間の優先順位付けを見直すことによって研究開発の成功確率を上げることができると考えていますが、そのためにはアカデミアなどの最先端の科学へのアクセスを維持することと研究開発資金の確保が課題となります。なお、現状は研究開発リソースをrogocekibに注力している状況ですので、抑制的に新規パイプラインの検討を行っています。

⑤ 財務体質の強化

当社は創薬バイオベンチャーであるため、多額の研究開発費用が先行して必要となり、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなる傾向があります。そのため、財務体質の強化が課題となります。今後も、当社がrogocekibを始めとした既存パイプラインの開発を促進しながら、安定的に新規パイプラインの創出を継続していくためには、新たな提携パートナーの確保に加え、事業会社や株式発行による資本市場からの資金調達を実施するなどして、財務基盤の充実と安定化を図っていくことが重要な課題と考えています。

⑥ 優秀な人材の獲得

当社は、創薬に関する経験豊富なメンバーが積極的に外部委託を活用することにより、効率的な組織運営をしております。しかしながら、今後も、国内外のバイオベンチャー企業や製薬企業との競争が続く中において、競合他社との差別化、研究開発の加速、事業領域の拡大などが必要になる可能性があると考えております。そのため、パイプラインの創出に際して最先端の科学へのアクセスを維持し、創造的かつ独創的な研究活動を推進する等の優秀な人材の獲得は、当社の重要な課題になっています。

⑦ 提携パートナー確保

当社はパイプラインの開発を推進するために最適な提携パートナーを確保することを課題としております。そのために、提携パートナー候補先の研究開発戦略の動向を常に把握し、医療情報などの市場環境の情報収集も行っております。また当社のパイプラインの開発状況、競合状況を勘案して、適切なタイミングでコミュニケーションを行っております。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の研究開発

(6) 主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

本社	神奈川県藤沢市
東京事務所	東京都中央区

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
22（1）名	2名増（0名）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年９月、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が公募した令和８年度「革新的医療技術研究開発推進事業（産官学共同型）グローバルタイプ（難病・希少疾病治療グローバル研究開発支援事業）」において、当社が開発を進めるrogocekib（開発コード：CTX-712）に関する研究開発課題が採択されました。本採択により、当社は競争的資金による支援を活用しながら、rogocekibのグローバル開発を推進してまいります。

2. 株式の状況（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　200,000,000株

(2) 発行済株式の総数　77,258,400株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は8,269,600株増加しております。

(3) 株主数　14,701名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
武田薬品工業株式会社	10,760千株	13.9%
Ｎｅｗ Ｌｉｆｅ Ｓｃｉｅｎｃｅ１号投資事業有限責任組合	7,252	9.4%
ＭＥＤＩＰＡＬ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ投資事業有限責任組合	4,210	5.5%
イノベーション京都２０１６投資事業有限責任組合	3,139	4.1%
三菱ＵＦＪライフサイエンス１号投資事業有限責任組合	2,971	3.8%
京大ベンチャーＮＶＣＣ２号投資事業有限責任組合	2,570	3.3%
日本グロースキャピタル投資法人	2,500	3.2%
株式会社ＳＢＩ証券	1,413	1.8%
株式会社メディパルホールディングス	1,307	1.7%
森下大輔	1,286	1.7%

（注）持株比率は小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年1月7日 取締役会決議 2019年1月16日 臨時株主総会決議
新株予約権の数		3,250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　650,000株 (新株予約権1個につき　200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　7,100円 (1株当たり　36円)
権利行使期間		新株予約権発行の取締役会決議の日後2年を経過した日から10年を経過する日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	監査等委員でない取締役(社外役員を除く)	新株予約権の数　3,250個 目的となる株式数　650,000株 保有者数　1名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

(注)　① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

② 新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回らない範囲でのみ行使することができる。

③ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。

④　新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から６ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を１名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。
⑤　新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
⑥　その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2021年６月15日取締役会決議 2021年６月24日 臨時株主総会決議	2021年６月15日取締役会決議 2021年６月24日 臨時株主総会決議
新株予約権の数		500個	11,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　100,000株 （新株予約権１個につき　200株）	普通株式　2,200,000株 （新株予約権１個につき　200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個につき210円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　10,000円 （１株当たり　50円）	新株予約権１個当たり　10,000円 （１株当たり　50円）
権利行使期間		2023年６月25日から2031年６月15日まで	2021年６月28日から2031年６月27日まで
行使の条件		（注）①、②、③、④、⑤	（注）②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
役員の保有状況	監査等委員でない取締役（社外役員を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　11,000個 目的となる株式数　2,200,000株 保有者数　１名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　500個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　２名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）　①　新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の１株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

②　新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。

③　新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から６ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を１名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行

使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。
④　新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
⑤　その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
⑥　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
(b)行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
⑦　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことが出来ない。
⑧　各本新株予約権１個未満の行使を行うことが出来ない。

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2022年８月31日 臨時株主総会決議 2022年10月14日 取締役会決議	2022年８月31日 臨時株主総会決議 2022年10月14日 取締役会決議
新株予約権の数		900個	550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　180,000株 （新株予約権１個につき　200株）	普通株式　110,000株 （新株予約権１個につき　200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　13,500円 （１株当たり　68円）	新株予約権１個当たり　13,500円 （１株当たり　68円）
権利行使期間		2024年10月15日から2032年10月14日まで	2024年10月15日から2032年10月14日まで
行使の条件		（注）①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	（注）①、③、④、⑤、⑥、⑦
役員の保有状況	監査等委員でない取締役（社外役員を除く）	新株予約権の数　900個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　550個 目的となる株式数　110,000株 保有者数　３名

（注）　①　新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の１株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

②　新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回らない範囲でのみ行使することができる。

③　新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。

④　新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から６ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意によ

り当該新株予約権の承継者を１名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。

⑤　新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑥　以下（a）(b)において定める期間区分に従って、その一部又は全部を行使するものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。(a)　株式公開の日から起算して２年経過した日から３年を経過する日までは、割当てられた新株予約権個数のうち、500個までの新株予約権を行使することができるものとする。(b)　株式公開の日から起算して３年経過した日以後は、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

⑦　その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

1．第三者割当てによる新株予約権の発行

当社は、2025年９月５日開催の臨時取締役会において、第三者割当による第９回新株予約権（行使価額修正条項付）、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行を決議し、2025年９月22日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は以下の通りです。

割当日	2025年９月22日
新株予約権の数	172,000個 第９回新株予約権：103,200個 第10回新株予約権： 34,400個 第11回新株予約権： 34,400個
発行価額	総額10,388,800円 第９回新株予約権：7,430,400円（1個当たり72円） 第10回新株予約権：1,548,000円（1個当たり45円） 第11回新株予約権：1,410,400円（1個当たり41円）
当該発行による新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式17,200,000株（本新株予約権1個につき100株） 第９回新株予約権：10,320,000株 第10回新株予約権： 3,440,000株 第11回新株予約権： 3,440,000株
資金調達の額（差引手取概算額）	3,126,788,800円（注）
資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 　第９回新株予約権 ： 175円 　第10回新株予約権： 175円 　第11回新株予約権： 210円 本新株予約権のうち、第９回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95％に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額（105円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
行使期間	第９回新株予約権 ：2025年９月24日～2027年９月24日 第10回新株予約権：2025年９月24日～2027年９月24日 第11回新株予約権：2025年９月24日～2028年９月25日
募集又は割当方式及び割当先	株式会社ＳＢＩ証券に対する第三者割当方式
資金の使途	rogocekibの第１／２相臨床試験のうち、拡大コホート実施及び薬物相互作用の検討に係る費用
その他の重要な条件	本新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、取締役会で定める取得日に、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて本新株予約権者（当社を除く）の保有する各本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	三　宅　洋	
取締役	中　村　学	新生キャピタルパートナーズ株式会社　代表取締役 AlphaNavi Pharma株式会社　社外取締役 株式会社FREST　社外取締役 ルクサナバイオテク株式会社　社外取締役
取締役	土　屋　裕	マルホ株式会社　社外取締役
取締役	平　﨑　誠　司	アミライズ合同会社　代表社員
取締役常勤監査等委員	石　井　幸　佑	石井幸佑会計事務所　代表 株式会社BioAid　代表取締役 メタジェンセラピューティクス株式会社　社外監査役 ミラックスセラピューティクス株式会社　社外監査役 ラクオリア創薬株式会社　社外取締役監査等委員 ファイメクス株式会社　社外監査役 シコニア・バイオベンチャーズ株式会社　社外監査役
取締役常勤監査等委員	西　方　ゆ　か　り	株式会社エス・エー・スリー　代表取締役
取締役監査等委員	橋　本　阿　友　子	骨董通り法律事務所　弁護士 神戸大学大学院法学研究科　非常勤講師 東京藝術大学　利益相反アドバイザー　非常勤講師 Allganize Holdings株式会社　社外監査役 上野学園短期大学　非常勤講師 株式会社MENOU　社外監査役 明治大学法学部　兼任講師 株式会社ヴィタ　社外取締役

（注）１.取締役中村学氏は社外取締役であります。中村氏は、ファイナンスの専門家でありバイオテック企業への豊富な投資経験を有するものであります。

２.取締役土屋裕氏は社外取締役であります。土屋氏は、製薬業界における研究開発、品質保証、事業開発及びグローバル戦略に関する豊富な知見を有するものであります。

３.取締役平﨑誠司氏は社外取締役であります。平﨑氏は、バイオベンチャーにおける事業開発、製品戦略、国内外での事業創出・事業売却に関する豊富な知見を有するものであります。

４.取締役常勤監査等委員石井幸佑氏は社外取締役であります。石井氏は、公認会計士の資格を有し

ており、監査法人での会計監査、バイオベンチャーでのCFOなどの実務経験も豊富で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5.取締役常勤監査等委員西方ゆかり氏は社外取締役であります。西方氏は、上場企業での経営管理、及び臨床開発戦略に相当程度の知見を有するものであります。

6.取締役監査等委員橋本阿友子氏は社外取締役であります。橋本氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

7.当社は、取締役土屋裕氏、取締役平﨑誠司氏、取締役監査等委員石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8.情報収集の充実を図り、内部監査部門などとの十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石井幸佑氏及び西方ゆかり氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く）の全員と会社法第427条第１項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、すべての対象者について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が全額負担をしております。 当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を導入できる方針としておりますが、現時点では運用はしておりません。各取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、取締役会の決議にて決定し、ストック・オプションの付与については、各取締役の職責に応じ、取締役会にて協議して割当数量を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、監査等委員の協議にて決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	30,900	30,900	－	－	4
（うち社外取締役）	(6,900)	(6,900)			(3)
取締役（監査等委員）	18,600	18,600	－	－	3
（うち社外取締役）	(18,600)	(18,600)			(3)
合計	49,500	49,500	－	－	7
（うち社外取締役）	(25,500)	(25,500)			(6)

（注）1.取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は、2022年11月17日開催の定時株主総会決議において、年間200百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用分は含まない）と決議しており、当該株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数は２名となります。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会にて決定しています。

2.取締役（監査等委員を除く）の役員報酬は、2025年11月25日開催の取締役会で決定されています。

3.監査等委員である取締役の報酬の限度額は、2022年11月17日開催の定時株主総会決議にて年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、監査等委員の協議にて決定しています。

4.取締役の支給員数は、無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役の中村学氏は、新生キャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役です。同氏及び同社を無限責任組合員に含むNew Life Science1号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を7,252,100株所有しています。また、AlphaNavi Pharma株式会社　社外取締役、株式会社FREST　社外取締役、ルクサナバイオテク株式会社　社外取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

・社外取締役の土屋裕氏は、マルホ株式会社　社外取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

・社外取締役の平﨑誠司氏は、アミライズ合同会社　代表社員を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

・社外取締役常勤監査等委員の石井幸佑氏は、石井幸佑会計事務所　代表、株式会社BioAid代表取締役、メタジェンセラピューティクス株式会社　社外監査役、ミラックスセラピューティクス株式会社　社外監査役、ラクオリア創薬株式会社　社外取締役監査等委員、ファイメクス株式会社　社外監査役、シコニア・バイオベンチャーズ株式会社　社外監査役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

・社外取締役常勤監査等委員の西方ゆかり氏は、株式会社エス・エー・スリー　代表取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

・社外取締役監査等委員の橋本阿友子氏は、骨董通り法律事務所　弁護士、神戸大学大学院法学研究科　非常勤講師、東京藝術大学　利益相反アドバイザー　非常勤講師、Allganize Holdings株式会社　社外監査役、上野学園短期大学　非常勤講師、株式会社MENOU　社外監査役、明治大学法学部　兼任講師、株式会社ヴィタ　社外取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村　学	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、投資家そしてファイナンスの専門家としての豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において、経営全般に対して、特にファイナンス戦略に対して積極的に発言いただいており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役	土屋　裕	2025年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、製薬業界における幅広い実務経験と豊富な見識から、当社取締役会において、経営全般、特にグローバル事業戦略について積極的に発言いただいており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役	平﨑誠司	2025年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、上場バイオベンチャーにおける経営及び事業開発に関する幅広い知識と豊富な経験から、当社取締役会において、経営全般、特に事業開発、提携戦略に対して積極的に発言いただいており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役 （常勤監査等委員）	石井幸佑	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会16回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、会社経営者、公認会計士としての豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役 （常勤監査等委員）	西方ゆかり	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会16回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、製薬会社での研究開発及び経営管理における豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。

区　　分	氏　　名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	橋本阿友子	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会16回すべてに出席しました。弁護士としての豊富な経験と実績を活かして、当社のコンプライアンス体制及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円が含まれております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、財務報告、内部監査の方針について制定しており、各法令や規程、企業倫理を遵守して職務を執り行うことを取締役及び使用人に求めています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、取締役及び監査等委員が常時閲覧できる体制を構築しております。なお、株主総会や取締役会議事録などの重要文書については、「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適切に保存管理する体制を設けております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、職務権限の原則、稟議制度、リスク評価、危機管理に関する規程の制定と運営体制を整備しております。

④ 取締役の職務が効率的に行われていることを確保するための体制として、経営方針、経営計画、経営会議、職務権限の明確化の方針について制定しております。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項について、当社の規模に鑑み、2026年8月31日時点では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、監査等委員会から求められた場合は遅滞なく適切に対応いたします。

⑥ 前号の取締役及び使用人の独立性に関する事項並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項について、当該取締役及び使用人を配置した際には、当社は補助者の監査業務に関する権限、組織上の位置づけ、人事異動・評価・懲戒等に関して監査等委員会の意向を尊重して明確化を行います。これにより監査業務に関しては補助者が監査等委員会の指示に従い、他の業務執行者からの独立性を確保する体制としています。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制として、取締役又は使用人が法令違反又は重大な損失が生じるおそれを認識した場合には監査等委員会に報告し、また、監査等委員会が必要と認めた場合には取締役又は使用人に報告を求めることができる体制を整備しております。また、常勤監査等委員による重要会議への出席及び常勤監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換を行う体制を構築し、内部監査の実施に際しては、常勤監査等委員が同席・傍聴する体制を整えております。

⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制として「内部通報マニュアル」を定め、通報者のプライバシーの確保、不利な取扱いを受けることを禁止する体制となっています。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について、監査執行上で必要と認められる費用を前払又は償還等の請求として監査等委員から求められた場合に、対応を行う体制となっています。

⑩　その他、監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制として、内部監査担当者及び会計監査人と三様監査に係る会合を開催し、監査状況の情報交換を行うなど、緊密な連携を図る体制となっています。

⑪　反社会的勢力の排除に向けた体制として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき毅然とした姿勢で組織的に対応できる体制となっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役６名を含む７名で構成された取締役会において、業務執行取締役から幹部社員と共に職務執行の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決定を行っております。監査等委員は、代表取締役との定期的な意見交換、重要会議への出席並びに内部監査担当及び会計監査人との情報交換を通じて、取締役の職務執行及び内部統制体制の運用状況を監査等委員会として監査し、業務の適切性を確保するための運用を行っております。コンプライアンスに対する取り組みに関しては、当社の内部監査担当が、内部監査計画に基づき、各部門に関して監査を行い、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、必要に応じ、改善を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当その他会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

配当政策につきましては、当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。そのため、内部留保資金につきましては研究開発に充当する方針であります。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,102,416**	**流動負債**	**188,840**
現金及び預金	2,052,273	未払金	93,481
前渡金	275	未払費用	1,001
前払費用	17,425	未払法人税等	9,114
その他	32,441	その他	85,242
固定資産	**11,997**	**負債合計**	**188,840**
有形固定資産	**0**	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	10,477	**株主資本**	**1,918,457**
減価償却累計額	△10,477	**資本金**	**1,345,823**
投資その他の資産	**11,997**	**資本剰余金**	**2,027,777**
その他	11,997	資本準備金	2,027,777
		利益剰余金	**△1,455,144**
		その他利益剰余金	△1,455,144
		繰越利益剰余金	△1,455,144
		新株予約権	**7,116**
		純資産合計	**1,925,573**
資産合計	**2,114,414**	**負債純資産合計**	**2,114,414**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		－
事業費用		
研究開発費	1,154,784	
販売費及び一般管理費	318,986	1,473,770
営業損失		**1,473,770**
営業外収益		
助成金収入	56,004	
その他	271	56,275
営業外費用		
株式交付費	6,423	
新株予約権発行費	15,224	
為替差損	10,368	
その他	616	32,633
経常損失		**1,450,127**
特別損失		
減損損失	2,596	2,596
税引前当期純損失		**1,452,724**
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失		**1,455,144**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

Chordia Therapeutics株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上　倫哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　太基

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Chordia Therapeutics株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年８月24日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権（停止指定条項付）の発行を決議し、2026年９月９日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該

内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月21日

Chordia Therapeutics株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　石井　幸佑　　㊞

常勤監査等委員　西方　ゆかり　㊞

監査等委員　橋本　阿友子　㊞

（注）　監査等委員石井幸佑、西方ゆかり及び橋本阿友子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

三宅洋氏、中村学氏、土屋裕氏及び平﨑誠司氏の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はない旨の意見でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	三宅 洋（みやけ ひろし） （1970年６月25日）	1998年４月　武田薬品工業株式会社 2015年４月　同社　がん創薬ユニット日本サイトヘッド 2017年11月　当社　代表取締役（現任）	900,000株
	【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三宅洋氏は、当社の創業者であり、設立時から代表取締役として当社をリードしてきました。同氏は、組織横断的な連携が大切である創薬の研究開発に深い知識と成功経験を有しており、当社の事業戦略の立案、執行を迅速かつ効率的に進めるとともに、取締役会での経営判断をまとめてきました。今後も、当社の更なる成長と企業価値を向上させる経営を行っていただくことを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって９年となります。		
2	※ 岡谷 大（おかたに まさる） （1983年２月25日）	2007年８月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 2018年１月　デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社 2022年４月　ソフィアメディ株式会社　執行メンバー兼経営管理GM 2025年９月　当社　財務部（現コーポレート部）長兼CFO（現任）	―
	【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岡谷大氏は、公認会計士としての専門的知見に加え、監査法人、M&Aアドバイザリー業務及び事業会社の経営管理部門における豊富な実務経験を有しております。2025年９月に当社財務部（現コーポレート部）長兼CFOに就任し、財務戦略及び資本政策の推進並びに経営管理体制の強化に取り組んでおります。同氏の財務・会計及び経営管理に関する豊富な知識と経験を活かし、当社の中長期的な成長を支える財務基盤及びコーポレート・ガバナンス体制の強化への貢献を期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中村 学（なかむら まなぶ） （1968年8月26日）	1991年４月　株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 2004年７月　同行　プライベートエクイティ部次長 2012年11月　新生企業投資株式会社　取締役 2018年４月　新生キャピタルパートナーズ株式会社　代表取締役（現任） 2019年４月　当社　社外取締役 2019年４月　AlphaNavi Pharma株式会社　社外取締役（現任） 2021年11月　当社　社外取締役退任 2024年11月　当社　社外取締役（現任） 2025年４月　株式会社FREST　社外取締役（現任） 2026年１月　ルクサナバイオテク株式会社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 新生キャピタルパートナーズ株式会社　代表取締役 AlphaNavi Pharma株式会社　社外取締役 株式会社FREST　社外取締役 ルクサナバイオテク株式会社　社外取締役	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中村学氏は、金融機関及び投資会社における双方の経験と知見を有しており、投資家としてバイオテック企業への豊富な投資経験も有しておられることから、当社の経営、特にファイナンス戦略の策定とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献いただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任通算期間は、本総会の終結の時をもって４年７ヶ月となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	平崎誠司（ひらさきせいじ） (1964年12月15日)	1989年４月　日本経済新聞社 2002年９月　アンジェス株式会社 2016年１月　同社　執行役員経営戦略本部長 2017年３月　同社　取締役 2018年12月　オリシロジェノミクス株式会社　代表取締役CEO 2022年９月　同社　取締役 President 2024年１月　アミライズ合同会社　代表社員（現任） 2025年11月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） アミライズ合同会社　代表社員	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 平崎誠司氏は、上場バイオベンチャーにおいて事業開発及び製品戦略の立案・推進に携わり、英国現地法人ではGeneral Managerとして現地経営を担った後、帰国後には同社の取締役に就任されるなど、国内外での豊富な経営経験を有しております。さらに、大学発バイオベンチャーを創業し代表取締役として事業を牽引、最終的には米国企業への事業売却を成功させるなど、起業からエグジットに至る一連のプロセスを経験されています。平崎氏の幅広い経営知識と経験、ビジネス上の人脈を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、中村学氏は、新生キャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役です。同氏及び同社を無限責任組合員に含むNew Life Science 1号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を7,252,100株所有しています。
３．中村学氏及び平崎誠司氏は、社外取締役候補者であります。
４．岡谷大氏は、現在当社のコーポレート部長兼CFOであり、選任後も兼務予定であります。
５．中村学氏は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、過去に当社の社外取締役に就任していました。
６．当社は、中村学氏及び平崎誠司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
８．当社は、平崎誠司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石井 幸佑（いしい こうすけ） (1982年８月31日)	2005年１月　株式会社アーケイディアグループ 2005年11月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 2008年６月　公認会計士登録 2013年８月　株式会社メガカリオン 2018年３月　同社　執行役員 2019年７月　石井幸佑会計事務所　代表（現任） 2020年５月　メタジェンセラピューティクス株式会社　社外監査役（現任） 2020年９月　株式会社BioAid　代表取締役（現任） 2021年３月　ミラックスセラピューティクス株式会社　社外監査役（現任） 2021年３月　ラクオリア創薬株式会社　社外取締役監査等委員（現任） 2021年６月　当社　社外監査役 2022年11月　当社　社外取締役監査等委員（現任） 2024年３月　ファイメクス株式会社　社外監査役（現任） 2024年９月　シコニア・バイオベンチャーズ株式会社　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 石井幸佑会計事務所　代表 メタジェンセラピューティクス株式会社　社外監査役 株式会社BioAid　代表取締役 ミラックスセラピューティクス株式会社　社外監査役 ラクオリア創薬株式会社　社外取締役監査等委員 ファイメクス株式会社　社外監査役 シコニア・バイオベンチャーズ株式会社　社外監査役	―
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石井幸佑氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しておりますことから、実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと考えており、当社がコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらに事業を発展させるのに貢献することを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって４年となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	土屋 裕（つちや ゆたか） （1952年6月29日）	1975年４月　エーザイ株式会社 2004年10月　エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド社長 2005年６月　エーザイ株式会社　執行役 2010年６月　同社　常務執行役 2011年６月　同社　専務執行役 2012年６月　同社　代表執行役専務 2013年６月　同社　代表執行役副社長 2014年６月　同社　代表執行役医療政策担当 2014年12月　同社　代表執行役医療政策担当兼中国事業担当 2017年６月　同社　取締役 2022年６月　同社　相談役 2024年４月　マルホ株式会社　社外取締役（現任） 2025年11月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） マルホ株式会社　社外取締役	—
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土屋裕氏は、エーザイ株式会社において、日米英中を含むグローバルな環境下で、医薬品の研究開発、品質等の信頼性保証、販売事業立ち上げ、医療政策、業界活動など、製薬業界における幅広い実務経験と豊富な実績を有しております。これらの知見を活かして、同氏は現在、当社の社外取締役として経営の監督に携わっております。当社は同氏の取締役会での助言・監督実績を踏まえ、監査機能および監督機能のさらなる強化を図るため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	橋本阿友子（はしもとあゆこ） (1984年2月23日)	2011年12月　弁護士登録　東京弁護士会 2012年１月　ベーカー＆マッケンジー法律事務所 2013年５月　金子・中・森本特許法律事務所 2017年３月　骨董通り法律事務所（現任） 2017年４月　神戸大学大学院法学研究科　非常勤講師（現任） 2019年４月　東京藝術大学　利益相反アドバイザー（現任） 2020年４月　上野学園大学　非常勤講師 2021年６月　当社　社外監査役 2022年11月　当社　社外取締役監査等委員（現任） 2023年２月　Max-Planck-Institut für Innovation und Wettbewerb　客員研究員 2024年４月　東京藝術大学　非常勤講師（現任） 2024年７月　Allganize Holdings株式会社　社外監査役（現任） 2025年４月　上野学園短期大学　非常勤講師（現任） 2026年３月　株式会社MENOU　社外監査役（現任） 2026年４月　明治大学法学部　兼任講師（現任） 2026年７月　株式会社ヴィタ　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 骨董通り法律事務所　弁護士 神戸大学大学院法学研究科　非常勤講師 東京藝術大学　利益相反アドバイザー　非常勤講師 Allganize Holdings株式会社　社外監査役 上野学園短期大学　非常勤講師 株式会社MENOU　社外監査役 明治大学法学部　兼任講師 株式会社ヴィタ　社外取締役	―
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 橋本阿友子氏は、直接会社経営に関与した経験はございませんが、弁護士の資格を有し、法務に関し相当程度の知見を有しており、コンプライアンスやESG・サステナビリティについて多面的にアドバイスをいただけるのみならず、同氏の法務に対する高い専門性を活かした実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと当社は考えており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって４年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．石井幸佑氏、土屋裕氏及び橋本阿友子氏は、社外取締役候補者であります。
３．土屋裕氏は、現在当社の社外取締役であります。
４．当社は、石井幸佑氏、土屋裕氏及び橋本阿友子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．当社は、石井幸佑氏、土屋裕氏及び橋本阿友子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は監査等委員会設置会社であります。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、予め補欠の監査等委員である取締役１名を選任するものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
嶋内明彦（しまうちあきひこ） (1947年７月16日)	1971年４月　味の素株式会社 1972年１月　American Hospital Supply（現Baxter）　上席市場調査担当 1983年１月　American Hospital Supply　貿易事業部長 1987年１月　富士レビオ株式会社 1988年３月　Fujirebio American Inc.　CEO 2001年９月　Quintiles Translational Japan（現IQVIA）　戦略企画部長 2002年７月　Quintiles CRO Company　President 2005年１月　エムズサイエンス　代表取締役 2011年４月　株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（J-TEC）　シンガポール事務所所長 2012年５月　Shimauchi Associates　代表 2013年２月　株式会社インディージャパン　アドバイザー（現任） 2016年１月　INDEE MEDICAL　代表取締役・CEO 2018年１月　当社　社外監査役 2022年10月　当社　社外取締役 2025年11月　当社　社外取締役退任 （重要な兼職の状況） 株式会社インディージャパン　アドバイザー	90,000株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

嶋内明彦氏は、日米でのバイオベンチャーの創業及び社長経験など幅広い事業経営経験と実績を有します。2017年の当社創業以来、監査役及び取締役として継続的に当社の経営に関与しており、当社の事業内容や組織運営を深く理解していることから、当社監査等委員である取締役に欠員が生じるという緊急事態においても速やかにその責務を遂行いただけるものと期待して、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は2022年10月から2025年11月まで当社社外取締役を務めた後、2025年11月開催の第８回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任され、現在に至っております。

（注）１．嶋内明彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．嶋内明彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．嶋内明彦氏は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、過去に当社の社外監査役及び社外取締役に就任していました。
４．嶋内明彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。嶋内明彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．当社は、嶋内明彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

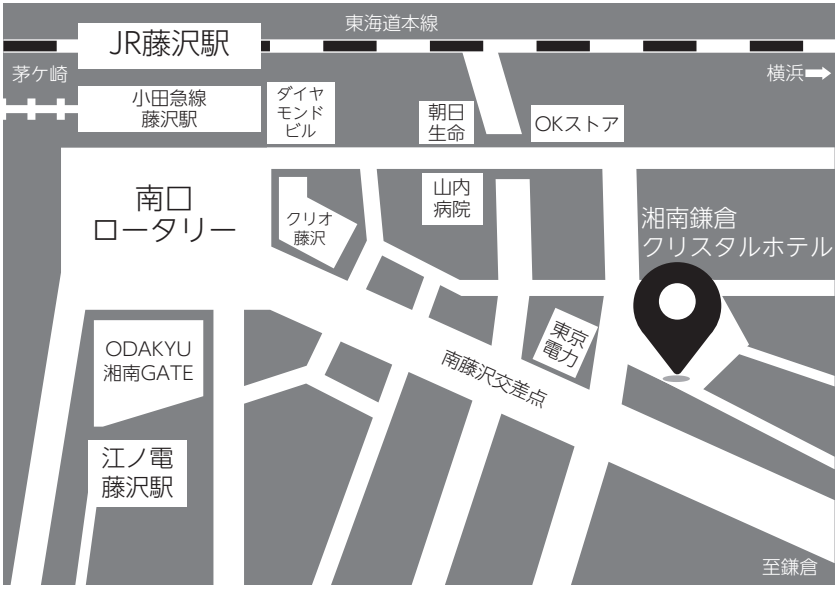
（ご参考）取締役候補者のスキルマトリックスについて
本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	属性	企業経営	バイオ・製薬業界	海外経験	研究開発製造	財務会計・事業開発	法務・コンプライアンス	ESG・サステナビリティ
三宅　洋	代表取締役	○	○	○	○			
岡谷　大	取締役	○		○		○	○	
中村　学	社外取締役	○	○	○		○		
平﨑　誠司	社外取締役 独立役員	○	○	○		○		
石井　幸佑	社外取締役 監査等委員 独立役員	○	○			○	○	
土屋　裕	社外取締役 監査等委員 独立役員	○	○	○	○			
橋本　阿友子	社外取締役 監査等委員 独立役員	○		○			○	○

以上

株主総会会場ご案内図

会場：湘南鎌倉クリスタルホテル
３階「フォンテーヌ（KOMOREBI）」
〒251-0055　神奈川県藤沢市南藤沢14-1
TEL 0466-28-2111



《交通のご案内》

電車での行き方

JR東海道本線・小田急線・江ノ島電鉄「藤沢駅」南口より徒歩８分

お車での場合

ホテル駐車場は収容台数に限りがあります。なるべくお車でのご来館はご遠慮いただき、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。